

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市都市公園条例（昭和39年船橋市条例第42号。以下「公園条例」という。）第11条に規定するふなばし三番瀬海浜公園（以下「海浜公園」という。）及び船橋市環境学習館条例（平成28年船橋市条例第18号。以下「学習館条例」という。）第4条に規定するふなばし三番瀬環境学習館（以下「学習館」という。）の指定管理者の指定を、公正かつ適正に実施するための手続きを定めるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定については、公園条例第14条各号及び学習館条例第7条各号のいずれにも該当するもののほか、次に掲げる事項を総合的に判断して選定するものとする。

(1) 管理運営の基本方針が適切であること。

- ① 都市公園としての機能を良好な状態に保てる計画及び実現性が図られていること。
- ② 市を代表する施設であることを理解し、市との連携並びに市の事業に沿った管理運営が行えること。
- ③ 学習館の設置目的を理解し、三番瀬並びに船橋市の環境について学習事業を適切に行えること。
- ④ 船橋市のスポーツ振興に寄与するものとなっていること。

(2) 業務計画の提案が適切であること。

- ① 施設及び設備の維持管理が図られること。
- ② 利用者の平等な利用確保及びサービスの向上が図られること。
- ③ 利用者等の安全確保が図られること。
- ④ 利用促進の方策が図られること。
- ⑤ 海浜公園及び学習館ならではの業務計画の提案であること。

(3) 事務管理計画の提案が適切であること。

- ① 従事者の配置計画が適切であること。
- ② 従事者の教育と研修計画が確立されていること。
- ③ 従事者に対する労働条件等の対応が適切であること。

(4) 収支予算書が適正であること。

- ① 収入見込が適切であること。
- ② 利用者等の安全が確保できる事業費であること。
- ③ 事業費の削減が図られていること。

(5) 指定管理者としての団体が適正であること。

- ① 管理業務に関する計画の実現性が適正であること。

- ② 業務遂行のための財務的及び技術的能力が適正であること。
- ③ 指定管理者としての業務実績があること。
- ④ 管理運営に関する創意工夫や提案が適切であること。

(申請書等)

第3条 申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 公園条例施行規則第5条第1項及び学習館条例施行規則第2条第1項で定める指定管理者指定申請書
- (2) 指定期間全体の事業計画書
- (3) ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館に関する収支予算書
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 法人にあつては登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (6) 第1号の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書
- (7) 前年度又は直近の貸借対照表及び収支決算書
- (8) 前年度の事業計画書及び事業報告書
- (9) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人又は団体の概要が分かるもの
- (10) 市税納付確認書
- (11) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- (12) 千葉県税の完納証明書
- (13) 役員名簿
- (14) 法人市民税納税証明書
- (15) 誓約書
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める書類

(指定管理者の選定)

第4条 市長は、海浜公園及び学習館の指定管理者を指定管理者に応募したものの中から選定する。

2 市長は、前項の選定にあつては、次条に定めるふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の選定を行ったときは、別に定めるところにより当該選定について公表するものとする。

(ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会)

第5条 海浜公園及び学習館の指定管理者選定についてふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、識見を有する者及び市職員を含む7人以内をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法(昭和22年法律第6

7号)第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 指定管理者が市の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又は市との協定に違反したとき。
- (3) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、管理業務に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う団体であることが認められるとき。
- (5) 指定管理者の役員等(法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (6) 指定管理者の役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (9) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該第三者と契約を締結していると認められるとき。
- (11) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することが判明し、市が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理業務を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。